

CiRA 研究インターンシップ制度参加にかかる誓約書

私は、京都大学 iPS 細胞研究所が実施する「CiRA 研究インターンシップ」（以下、「本制度」という。）に採択された場合には、本制度のもと貴学で研究活動を行う（以下、「本研究活動」という。）にあたって以下の事項について同意し誓約します。

1. 本制度への参加の事前に、本制度に参加し本研究活動を行うことにつき自身の所属機関の指導教員の許可を得ること。
2. 本研究活動を行うにあたっては、貴学の指導教員による指示に従うこと。
3. 本研究活動で得られた発明については「京都大学発明規程」、研究成果有体物については「京都大学研究成果有体物取扱規程」に則り取り扱われること。
4. 「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に則り、貴学で知り得た他人のアイデア、研究過程、又は研究成果を、当該の他人の了解を得ず一切の使用又は公開しないこと。
5. 本研究活動において知り得るいかなる情報も、その情報が公開される以前に、貴学の事前の了承なしに、貴学での本研究活動以外に使用しないものとし、いかなる第三者（自身の所属機関の指導教員及び自身の所属機関に所属する他の学生・研究者等も含むが、これらに限定されない）にも開示しないこと。
6. 本研究活動において創出された研究成果に係る有体物の所有権及び知的財産権は、貴学に帰属すること。
7. 貴学が所有する研究資材、研究成果有体物、及び、本研究活動の過程で創出された研究成果有体物を、貴学の事前の書面による許可なく、かつ、必要な手続きを行うことなく、京都大学 iPS 細胞研究所外へ持ち出さないこと。また、それらを本研究活動以外の目的で使用しないこと。
8. 本研究活動が終了したとき又は貴学より請求があったときは、貴学の指示に従い、本研究活動の過程で知り得た秘密情報を含む文書、電子媒体その他の有体物（実験ノートを含むがそれに限らない。また、複製がなされた場合は、当該複製物を含む。）を貴学に返還又は廃棄すること。
9. 貴学での本研究活動を行うにあたり、国、学会及び貴学の規程、ガイドラインその他の定めを遵守すること。
10. 私の事故や病気に対して、その発生した場所が貴学内外であることに拘わらず、貴学は、貴学の責任に帰する重大な過失の場合を除いて、一切の責任を負わないこと。
11. 貴学での本研究活動中に有効な傷害災害保険、賠償責任保険に、本制度参加前に加入すること。
12. 私が本研究活動に参加するための旅費及び宿泊費の貴学からの支給は、貴学の判断に委ねること。
13. 本制度への参加期間終了後も、本誓約書は対象事項が消滅するまで有効に存続すること。

私及び私の保護者（未成年の場合）は本誓約書の内容を理解の上これに同意し、私の所属機関での指導教員は本誓約書の内容を理解致しました。

2024年　月　日

[所属機関名]

[氏名]

印

<保護者（申請者が未成年の場合）>

[氏名]

印

<所属機関での指導教員>

[所属機関名]

[職名]

[氏名]

印